【 投薬 】

652 トルバプタン【内服薬】等(単独投与)の算定について

《令和7年8月29日》

〇 取扱い

投与開始時における心不全又は肝硬変に伴う体液貯留に対する次の薬剤の 単独投与**は、原則として認められない。

- ※ 他の利尿剤の投与がない場合
- (1) トルバプタン【内服薬】(サムスカOD錠等)
- (2) トルバプタンリン酸エステルナトリウム【注射薬】(サムタス点滴静注用)

〇 取扱いを作成した根拠等

トルバプタン【内服薬】及びトルバプタンリン酸エステルナトリウム【注射薬】は腎集合管のバソプレシン V_2 受容体に拮抗的に作用し、水分だけを体外へ排出するという他の利尿剤にはない特徴を有する。そのため、急激な水分排出によって脱水症や高ナトリウム血症をきたし、浸透圧性脱髄症候群などの重篤な副作用を起こすリスクがある。したがって、心不全や肝硬変に伴う体液貯留に対して当該薬剤を投与する場合は、血清ナトリウム、循環血漿量を厳密に管理し、作用機序の異なる他の利尿薬(ループ利尿薬、サイアザイド系利尿薬、抗アルドステロン薬等)との併用が求められている。

以上のことから、投与開始時における心不全又は肝硬変に伴う体液貯留に 対する両薬剤の単独投与は、原則として認められないと判断した。

なお、前医等で併用投与の既往歴がレセプトで読み取れる場合は、この限りではない。また、本剤は、剤形(顆粒、OD錠、点滴静注用)、規格単位によって効能・効果が異なることに留意すること。